

大規模行為届出に際しての注意事項

平成18年4月1日から景観条例に基づく届出指導事務の移譲に伴い、東広島市における大規模行為等の届出については東広島市において届出書を審査します。

それに伴い以下の点が変更となります。

- 事前協議を無くします。 (他方令の関係で必要であれば応じます。)
- 届出書の提出数を1部とします。
- 届出書の届出先が変わります。 (広島県知事 → 東広島市長)
- 届出書に大規模行為景観形成基準に基づく配慮事項を添付してください。

以下は、届出に際してよく見受けられる事項を列挙したものであり、届出に関するすべての事項について網羅したものではありません。

1 届出の時期

他の法令による許認可等を要する場合(建築確認申請等): 60日前

その他の場合: 30日前

色彩計画等は、建築確認申請の段階にならなければ決定できないというケースが見受けられますが、**施主と協議の上早期に決定し、大規模行為届出を行って下さい。**

2 届出書に関する注意事項

東広島市(福富町、河内町を除く)は、大規模行為届出対象地域です。

大規模行為(変更)届出書
第18条第1項(第2項)
大規模行為届出対象地域 } をチェックしてください。

東広島市河内町は、景観形成地域です。

景観形成地域行為(変更)届出書
第11条第2項(第3項)
大規模行為届出対象地域 } をチェックしてください。

東広島市福富町は、大規模行為届出対象地域外です。届出の必要はありません。

◇建築面積

届出要件を満たす棟について記入してください。一つの敷地に数棟立地する場合も、1棟ごとに判断してください。

◇最高の高さ

最低地盤面からの高さを記入してください。屋上に避雷針等の工作物がある場合はその高さも含めたものが最高の高さとなります。

◇色彩

色の名前及びマンセル番号を記入してください。

3 添付図面に関する注意事項

◇付近見取り図あるいは配置図

現況写真・合成写真の撮影方向を示してください。

◇立面図

最高の高さを示してください。